

東日本大震災に伴う平成27年度後期高齢者医療保険料の減免申請について

東日本大震災により被害にあわれた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
福島第一原子力発電所の事故による警戒区域等から、神奈川県内に転入された後期高齢者医療制度にご加入の方は、後期高齢者医療保険料の減免が受けられます。
減免にあたりましては、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にて「後期高齢者医療保険料減免申請書」の提出をお願いします。

1 保険料の減免を受けられる方および減免期間

次の項目に該当する方は、平成27年度保険料額の全額相当額、または半年相当額が免除されます。

○全額免除の対象となる方

- (1) 帰還困難区域に居住していた方
- (2) 居住制限区域に居住していた方
- (3) 避難指示解除準備区域に居住していた方
- (4) 上位所得者※を除く旧緊急時避難準備区域等に居住していた方
- (5) 上位所得者を除く平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点に居住していた方
- (6) 上位所得者を除く旧避難指示解除準備区域等に居住していた方
- (7) 上位所得者を除く平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点に居住していた方

○半年相当額免除の対象となる方

- (1) 旧避難指示解除準備区域に居住していた上位所得の方
- (2) 平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点に居住していた上位所得層の方

※上位所得

平成26年の世帯内の後期高齢者医療の被保険者の、基礎控除後の総所得金額等を合計した額が600万円を超える世帯。

2 申請に必要なもの

- ① 被災証明書、もしくは上記1に該当することを証明する書類（コピー可）
- ② 委任状（被保険者、もしくは被保険者と同じ世帯の人物以外の方が申請する場合のみ）
- ③ 認印
- ④ 後期高齢者医療被保険者証などの本人確認書類